平成２５年（フ）第１０３号
大津市真野２丁目13番26号
債務者　加藤自動車商会こと　加藤大五郎
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１５号
滋賀県甲賀市水口町下山666番地62―102号、前住所滋賀県甲賀市水口町春日43番地61
債務者　池田セルジオこと　ＩＫＥＤＡ　ＳＥＲＧＩＯ　ＭＩＫＩＯ
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１６号
滋賀県甲賀市水口町下山666番地62―102号、前住所滋賀県甲賀市水口町春日43番地61
債務者　イケダ美根
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９７号
大津市美空町１番17―402号、前住所大津市美空町２番15―101号
債務者　豊田　　壱
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９８号
大津市美空町１番17―402号、前住所大津市美空町２番15―101号
債務者　豊田　裕美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０２号
大津市大平２丁目31番６―502号
債務者　高橋　一夫
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６９号
鳥取県鳥取市吉方町２丁目218番地２
債務者　山根　文雄（旧姓水杉）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５号
鳥取県鳥取市寿町556番地　御船荘８号、旧住所鳥取県鳥取市末広温泉町251番地　スナックとき内
債務者　塩垣　一夫
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
大分市岩田町１丁目12番１号　三和コーポ312
債務者　髙谷　玲子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２７号
宮崎市吉村町大町甲1931番地　医療法人真愛会高宮病院、住民票上の住所宮崎市佐土原町下田島12164番地10
債務者　柳原　勝代
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３０号
宮崎市鶴島３丁目125番地　市営住宅146棟８号、前住所宮崎市大字上北方718番地
債務者　井上　哲朗
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４４号
鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町148番地　浜崎アパート101号
債務者　増田惠千子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第７７号
鹿児島県霧島市国分新町1589番地６　福留ハイツ201号
債務者　六反田美雪（旧姓檜物）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
鹿児島県霧島市隼人町真孝1269番地４
債務者　佐藤　昭奈
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
北海道旭川市５条西６丁目２番９号
債務者　井川　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４３号
北海道旭川市東光７条５丁目２番４号　栄光マンション210号室
債務者　松坂　正美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部